

序章 吉野川市都市計画マスタープランとは

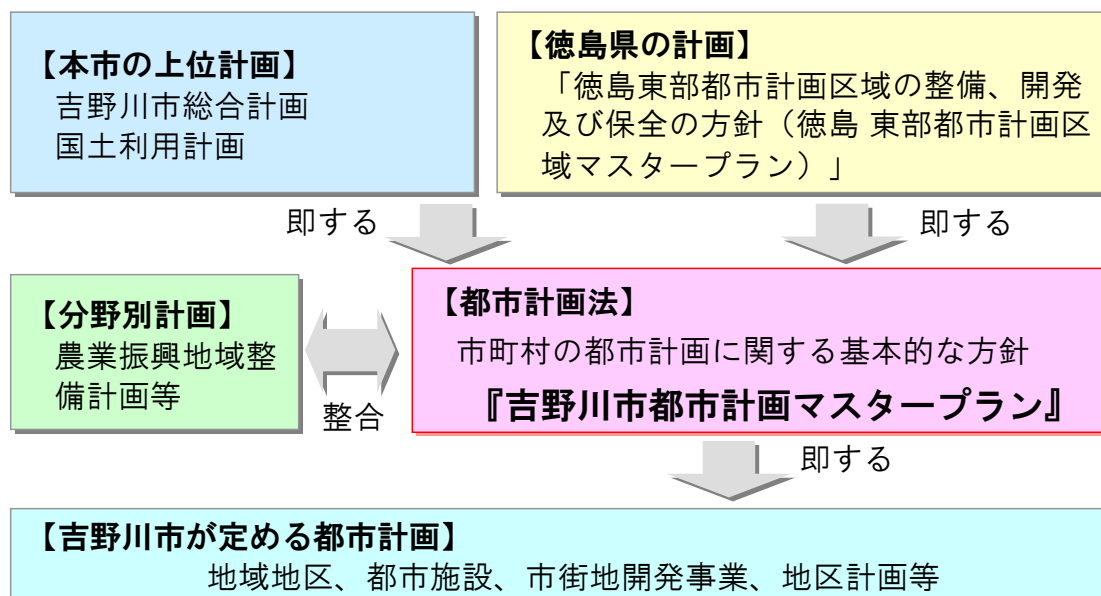
1 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村がその創意工夫のもとに住民意向を踏まえながら、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

「吉野川市都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）は、長期的な視点から吉野川市のまちづくりの将来像や整備方針を明らかにすることで、様々な施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針となるものです。

2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割

本計画は、市の建設に関する基本構想である「吉野川市総合計画」（地方自治法）や「吉野川市国土利用計画」（国土利用計画法）、徳島県が定める「徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（徳島東部都市計画区域マスタープラン）に即しながら、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本市の都市計画行政の指針となるものです。

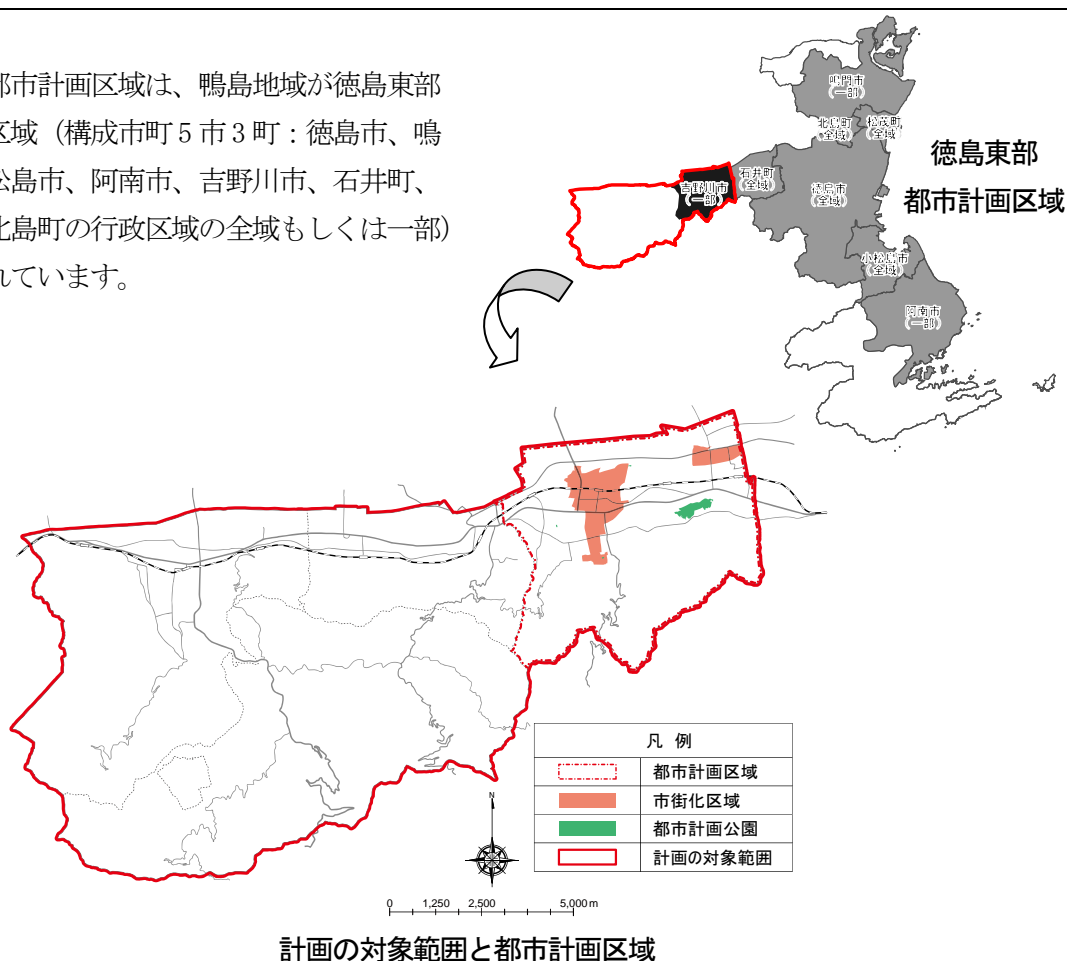


3 計画の対象範囲

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針として、都市計画区域である鴨島地域をはじめ、都市計画区域外の川島・山川・美郷地域を含めた行政区域全体を対象範囲とします。

【参考：本市の都市計画区域】

本市の都市計画区域は、鴨島地域が徳島東部都市計画区域（構成市町5市3町：徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の行政区域の全域もしくは一部）に指定されています。



4 計画の期間

本計画は、長期的なまちづくりを視野に、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、概ね20年後の平成45年度（2033年度）を目標とします。

なお、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の構成

本計画は、本市の特性や課題を踏まえ、「全体構想」と「地域別構想」にて、まちづくりの将来像や整備方針を示します。

全体構想では、市全体の将来都市構造や土地利用、都市整備の方針等を示し、地域別構想では、地域の特性を活かした、より詳細なまちづくりの方向性や整備方針等を示します。

